

教育委員会

だより

大方中学校3年生  
職場体験学習が始まります



大方中学校では、生徒が将来の自分自身の生き方や在り方を考え、学ぶこと、働くこととの意義についての理解を深められるよう、昨年度から5日間の職場体験学習を実施しています。

実施後「体験を通して、『夢を実現する』という気持ちが強くなった」という生徒の感想が聞かれるなど、貴重な体験をすることができました。

今年度も、次の日程で5日間の職場体験を実施することとなりました。

生徒を受け入れていただく事業所をはじめ、地域の方々には、ご迷惑をおかけすることもあるかもしれませんが、ご指導とご協力のほど、よろしくお願いたします。

実施期間

5月19日(月)～23日(金)

実施学年

3年生 生徒73人

実施場所

土佐ユートピアカントリークラブ・アタカメンテナンス・シーサイドホーム・出口病院・ダイソー大方・コーナン・大方郵便局・上川口漁港・伊田漁港・入野漁港・明神水産・井原建材・ビオス・ケーキ工房NEST・JA大方・木俣病院いろは館・中村郵便局・ユニコム・ペットカンパニー・フジグラン四万十・ひかり乳幼児保育園・ハマダ楽器・東京美容室・アシストファーム(マルニ)・三浦小学校・入野小学校・田ノ口小学校・中央保育所・早咲保育所・浜松保育所・南部保育所・くじら保育所・上田の口保育所・黒潮町役場・大方あかつき館・大方児童館・黒潮町学校給食センター

(敬称略・順不同)

お問い合わせ

教育委員会

☎ 43-11059(直通)

ねんきんコーナー

平成20年4月からの  
施行事務改正のお知らせ

任意加入者の保険料納付の  
口座振替が原則化されました

4月以降に新たに任意加入の申し込みをされる方は、任意加入の申し込みと同時に口座振替の申し込みが必要になります。

ただし、施行日(平成20年4月1日)前に任意加入被保険者の資格を有する方や国外に居住する任意加入被保険者については、口座振替原則化の対象外とされています。

〈任意加入とは〉

『60歳までに25年の受給資格期間を満たせない方』や『受給資格期間を満たしているが未納期間があるため満額にならない方』が申し出ることにより、年金額を増やすために、60歳以降も引き続き最高65歳まで国民年金に任意に加入できる制度です。ただし、480月(40年)以上は納めることができせん。

なお、昭和40年4月1日以前生まれの方は、65歳までに受給資格期間を満たせなかった場合、70歳まで任意加入することができません。

学生納付特例の事務手続に関する  
特例制度が創設されました。

学生納付特例の承認を受けるためには、学生である被保険者が毎年度役場窓口申請を行う必要がありますが、要件を満たしているにもかかわらず、申請漏れにより保険料の納付が猶予されなまま未納となっている学生被保険者が存在しているものと考えられます。

今般国民年金法を改正し、できるだけ学生納付特例を申請しやすい環境を整備して、学生などの年金権の確保を図る観点から、大学・専門学校などが学生である被保険者の委託を受けて、学生納付特例に係る申請を代行できるとし、学生納付特例の一層の普及・促進が図られるようになります。

今回の改正では、指定申出書を提出し、社会保険事務局から指定をみとめられた大学・

専門学校などのみが代行事務を行うことができます。ただし、指定を受けた大学・専門学校などにおける代行事務は、学生納付特例申請書の受理のみになります。

※ご不明な点がございましたら役場国民年金担当課または高知社会保険事務局幡多事務所までご相談ください。

お問い合わせ

大方総合支所  
住民課住基戸籍係  
☎ 43-2800(直通)

佐賀総合支所  
総務課住基戸籍係  
☎ 55-3701(直通)

高知社会保険事務局  
幡多事務所  
☎ 34-11616

